

**令和 5 年度 第 3 回 江南市 高齢者福祉審議会
会議録**

日時	令和 5 年 1 1 月 2 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
場所	市役所 2 階 大会議室
出席者	委員長 峰島 厚 副委員長 石川 勇男 委員 浅野 加津彦 伊神 季美枝 内田 吉信 有働 奈央 近藤 直樹 鈴木 智子 高橋 妙子 高橋 正博 田代 一夫 野田 智子 日比野 栄寿
事務局	高齢者生きがい課、福祉課、保険年金課、健康づくり課 各地域包括支援センター
会議の公開	公開
傍聴者数	1 名

【 1 】 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 介護サービス見込量について
 - (2) 保険料基準額に対する割合について
 - (3) 自立支援・重度化防止の評価指標について
 - (4) 介護給付適正化の取組について
 - (5) パブリックコメントの実施について
- 3 その他

【 2 】 会議経過

(事務局)

皆様おそろいでございますので、ただいまより令和 5 年度第 3 回江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

初めに、資料の差し替えをお願いいたします。3枚、机の上に置かせていただいております。下段のページ数、19ページから22ページまでの2枚、こちら、20ページ、21ページ、22ページの折れ線グラフについて修正をしております。こちらは資料の差し替えとなります。

続きまして、ページ数79については、表内の住宅改修について、基準値及び各年度評価指標について修正を行っております。こちらは、計画書の差し替えとなります。

続きまして、第4回審議会の開催通知を配付しております。

資料、計画書に不備、不足などございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議につきましては、江南市民参加条例の規定により、会議録をホームページに公表いたします。委員の皆様には、公表前に御確認いただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

1 あいさつ

(事務局)

次第1、健康福祉部長より御挨拶申し上げます。

(健康福祉部長) あいさつ

(事務局)

続きまして、委員長、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

今日は、お忙しい中、どうもありがとうございます。

前回の議論で、基本的なところは議論いただいたというふうに思っております。今回は、残された課題を含めまして、改めてパブリックコメントの原案を作成していきたいと思っておりますので、それへの議論をお願いしたいと思います。

なお、今日の議論を経た上でも、パブリックコメントを発する前に変更を余儀なくすることの可能性もありますし、かつ、パブリックコメントを出した後も、多分、報酬改定等の動向で検討しなきゃならない課題が出てくるかと思っております。そういう意味では、今日の議論で原案という形にさせていただいて、その後については、委員長、副委員長で少し議論させていただくという形でお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行は、委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、議事進行に入らせていただきます。

議題に入る前に、本日、この会議に傍聴の希望者がありまして、江南市民参加条例では会議の公開が義務づけられております。会議の傍聴につきまして、御承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、傍聴人の御案内をお願いします。

(事務局 傍聴人を室内へ案内)

2 議題

(1) 介護サービス見込量について

(委員長)

それでは、議題のほうに入らせていただきます。

議題(1)の介護サービス見込量についてということで、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)説明

《資料1》

(委員長)

前回、御指摘いただいたところの見直しをして、それは、認定者の関係ではほぼそんなに大きな変更はないだろうということで、認定者数についてはそのまま使わせてもらっています。

それから、もう一つは、保険料の基準額については、弾力化を、今年度までのものを想定して加えて、18円下がったということであります。

そのほかは特に修正点はないということで、前回の議論でお願いをしたいということですね。

質問あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

これはよろしいですかね。

(2) 保険料基準額に対する割合について

(委員長)

それでは、次の議題に早速移らせていただきます。

保険料基準額に対する割合についてということで、事務局のほう、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料2》

(委員長)

現段階で案1と案2というのが出されていて、国の標準段階についてもまだ変わる可能性はあるということは置いておいて、パブリックコメントまでにやる上で、第1案、第2案、どちらがいいのかということですが、事務局のほうは、低所得者の負担軽減で見たら、案1のほうはかなり大きい。案2は、高所得者を1段階加えたわけですけど、あんまり高所得の人は、そんなにたくさんいるわけじゃないので、ほとんど差が出ないということで、案1を採用したいという提案であります。

御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

(委員)

先ほどの説明の中で、案1と案2を比べた場合に、低所得者に対する配慮はどちらがいいかという。ただ、1と2を比べた場合は、それほど差異がないということから、16段階の範囲ということに、よろしいかということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

分かりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。

事務局のほうから御提案がありましたように、まだ、低所得者対策とか云々とかということで変わる可能性があるけれども、取りあえず案1の段階で御了承をお願いしたいということでよろしいでしょうか。

後でも結構ですので、またありましたら出していただければと思います。

それでは、取りあえずこれは了解したということで、次の議題のほうに移らせていただきます。

(3) 自立支援・重度化防止の評価指標について

(委員長)

(3) 自立支援・重度化防止の評価指標について、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料3》

(委員長)

計画書には令和4年度の実績が基準値に書いてあって、それを数値的には、今後も高齢者の人口が増えるし、かつ要介護の人が増えるだろうということを想定して、維持するということを第9期の評価指標にするという御提案であります。

どこかに、基準値と変わらないじゃないかという質問が出るので、その辺のところはちょっとどこかに付け加えて、文章で入れられないですか。これで見ると変わらないじゃないかというだけになっちゃうので。

よろしいですかね、事務局。

(事務局)

説明の文章を加えたほうが良いという。

(委員長)

そうです。要するに、以前つくった計画を上回っている数値が令和4年度出ているので、それを採用して、第9期は、高齢者人口がさらに増えるし、かつ要介護の人が増えるだろうということを想定して、令和4年度の基準値を基本的には守るというようなことが、実は両方の数値目標になるという、その辺のところ分かるようにということです。

(委員)

それは入れたほうが良いですよ。

(委員長)

説明を入れないと、今までと同じじゃないかというだけしか。

(委員)

どこを基準に設定してあるというのは、根拠で示しておいたほうが。

(事務局)

この内容を読んで、ちょっと分からない部分もあるかと思いますが、注釈みたいな感じで付け加えたいと思います。

(委員長)

市民もこれじゃ、これまでと変わらないじゃないかということになってしまうので、実はそうではないということを注釈か何かで、文章で説明をしてください。

質問、御意見ありますでしょうか。

(委員)

46 ページのところの評価指標の個別目標 1 にあります行政の取組のところ、その内容として、地域包括ケアシステムの構築を推進しとありますけれども、これはセンターの人数を増やして行って、もっと充実させた上で進めていくという考えがあるのでしょうか。何か情報的に、私、合っているかどうか分からないんですけども、今後、認定調査とかも数が多くなって、包括さんがやられるというふうに聞いている中で、果たしてこれが今の人数のままやっていけるものなのかというのはすごく、居宅介護支援事業所目線から見ても、包括の方、すごく頑張ってみえるんですけど、皆さん疲弊していないのかなというところが心配でして、その辺りはどうかなというところで。

(委員長)

事務局のほう、今の段階でどのような計画があるか、あるいはどの辺を考えているかというところで。

(事務局)

ただいま御質問のありました地域包括ケアシステムの構築という部分なんですけど、この言葉の中には地域包括センターのことも含まれていると思われるんですが、この文章の内容としては、地域包括支援センターだけではなくて、高齢者が介護やそういうことが必要となったときに地域で支え合うシステムをつくるという意味合いで、地域包括ケアシステムの構築という言葉を使っています。

地域包括支援センターなんですが、第 9 期計画においては、現在の北部、中部、南部の 3 か所という形で維持していくという形になっていますので、よろしくお願ひします。

(委員長)

取りあえず今の段階では、センターの充実ということは想定していないんですかね。これ、確かに地域住民が認知症とかいろんな人たちの包括ケアをやるというのは大切になると思いますけど、やっぱり中核になるのはセンターですよ、実際に。その意味でいうと、地域包括ケアシステムをさらに充実させていくというふうなのは、その中にセンターの充実は入るかどうかですけど。

(事務局)

地域包括支援センターの数は、先ほど御説明させていただきましたけれども、3か所という形で、そのまま維持していくという形になるんですが、中身の充実という点では、高齢者数も増えていく中で、必要に応じて、中身の充実という部分については必要であろうかと、やっていかなければいけないというふうに考えています。

(委員)

前回も少し申し上げましたけど、地域包括に関しましては、国は、主任ケアマネジャーの要件を、資格だけじゃなくてケアマネジャーの経験年数を満たしている方も認める方針を出しているんですね。だから、そこら辺のところを鑑みて、この辺はもう多角的に考えられまして、人的な問題は柔軟に市側としては対処していただいたほうがいいかなというのが提言ですね。

(委員長)

今答弁いただいた内容への補足の御意見だと思いますけれども、いろんな形でセンターの充実を図るというふうなことも状況に応じてしていくということで、これは文章では出ていないけど、そこも含んでいるということで解釈してよろしいかということです。方法はいろいろあるだろうということでもよろしいですか。

質問者、御意見があった人、よろしいですか。そのほかありましたら、どうぞ。

それじゃ、次の議題のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。

(4) 介護給付適正化の取組について

(委員長)

(4)の介護給付適正化の取組についてということで、事務局のほう、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《計画書(案)79頁》

(委員長)

質問、御意見等ありましたら。

一番下の縦覧点検だけ何で基準値が9か月で、指標が12か月になるんですか。

(事務局)

この点検月数につきまして、国がどの程度実施するということに関する義務化をする数値はありません。業務を執行する中で実際にやれていない時期があり、令和4年

度に実施できたのが9か月ということでした。ただ、国の重点、主要な事業としても掲載されておりますので、第9期につきましては毎月行っていくということで、指標を12か月とさせていただきます。

(委員長)

御質問、意見等ありましたら、どうぞ。

基本的には、この指標については、ほぼこれまでもやっているし、今後も基本的には毎月1回はやると。あるいは全件ですね、全事業所でやるということでしょうか。

(委員)

前は3月と9月だったでしょう、たしか。第8期の場合は。

(事務局)

給付費通知の話でしょうか。給付費通知につきましては、おっしゃられるとおり、第8期計画では、実はこの一覧の中に給付費通知の送付ということは、国の主要事業、5事業だったんですけれども、5事業の中の1つでしたので、この一覧の中に入れておまして、おっしゃるとおり、半年に1度、3月、9月にしておりました。ただ、今回、この9期から主要事業からは外れまして、それでこの一覧表には載っていないんですけれども、実務としては、今後も実施予定です。

(委員)

それは市町村の裁量になったということですか。

(事務局)

そういうことです。

(委員長)

裁量になったということですね、今回ね。

よろしいでしょうか。

それでは、あとまた思い出したら発言いただいて結構です。

御意見、御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

(5) パブリックコメントの実施について

(委員長)

それでは、(5)のパブリックコメントの実施についてということで、事務局のほうからの提案をお願いします。

(事務局) 説明

《資料4》

(委員長)

概要版は閲覧できる資料に入ってますか。

(事務局)

概要版は資料に入っていないです。

(委員長)

概要版は、最終的なパブリックコメントで最終的に決定して、市民に見せるときに作るという形ですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

準備的にかなり厳しい。

(事務局)

計画書の抜粋を作っていますので、今の時点で概要版を作るのは、日程的にもかなり厳しい状況にはなっております。

(委員長)

きついですか。いや、国のやつは必ず概要版がまずあって、それから本文になるんですけど、厳しい。

(事務局)

日程的には厳しいです。

(委員長)

それと、もう一つは、今の御意見でありましたように、この閲覧できる資料等のところに、少し口頭で補足のあったような、今後修正する可能性はありますというようなどころは入れていいんじゃないですかね。

(事務局)

その旨、概要版の最初のページに言葉を入れて、パブリックコメントを公表していきたいと思っております。

(委員長)

最初に入れるんですね。

概要版、今の時点で作れる概要版でいいと思うんですけどね。できたら出したほうがいいかなと。印刷するわけじゃないので、置いておくやつでしょう、これ。カラーで印刷しなくて構いませんので。

想定していませんでしたか。

(委員)

前に申しましたよね、委員長ね。概要版というのは、これができて、それからあと、市民に知らせるもので、ポイントだけを上げたのが概要版なんですよ。

(委員)

これだけの内容を出すのは非常に難しいんですよ。だから、やっぱりある程度のガイドラインを出す必要があるかもしれないから、市民に知らせる方法の一案として、従来の、これを作ってからコンセンサスを出すというんじゃなくて、こういうことが変わりますよとか、例えば、いろんな問題があるけれども、そういうことを知らしめる1つの方法として、やっぱり違う角度からの考えも必要になると思うんですね。

多分、委員長からの提案はそれだと思うんですね。

(委員長)

そういうことですね。要するに、一般的に言うと、概要版を見て、それで、ここはもっと詳しく知りたいとなれば本文を見るというふうな形になるように、大体2、3ページで、1ページでも構わないんですけど、そういうふうなのがあるだろうと。

(委員)

それも1つの考え方ですよ。

(委員長)

そうですね。

(委員)

今までの枠にとらわれずに、今の時代、やっぱり考え方を変えてやることも必要だから、1つの中に入れていく必要があると思うけど。

(事務局)

概要版につきましては、作成のほうは調整させていただいて、できる限り公表できるように調整はさせていただきますので、今の時点で確実にというのがなかなか難しいものですから、調整させていただいて、やらさせていただきます。

(委員長)

要するに、概要版とせずに概要としていいかもしれないですね。4月以降に配るものじゃなくて、概要というふうにして出して、それを見て、さらに詳しくは本文を見てくださいとか、そういうふうなことを考えてもいいだろうと。そこは少し作業がかかりますので、検討はしてください。

ほか、よろしいでしょうか。

(委員)

委員長、この素案に関しての内容に関してはどうなんですか。

(委員長)

これもいいですね。全体を通してということですね。

一応、これで各論としまして、(4)は少しこれで終わりとさせていただいて、その後、全体として、今回、パブリックコメントの原案が出されていますので、今までのことも含めまして、御質問、意見等ありましたら、どうぞ。

(委員)

審議の中で、全体を通して、この事業計画をもう一回改めて見たところで、少し表現の中に入れるかどうかはちょっとまた別なんですけれども、踏まえていないかなと思う部分と、それから、この辺りのところが江南市の今の課題としてあるということのを少し共有できたらいいかなと思う点を、私は医療機関に勤めておりますので、医療現場の中での状況として共有させていただきたいと思います。

今回の中に、2ページのところに基本理念というのがあります。ここに、利用者本位の介護サービス供給体制づくりというふうになっています。つまり、本人を中心として、本人に支援をしながら行っていくということが基本ですよという理念になっています。

その中で、次の6ページのところに、計画の視点というところで、地域包括ケアシステムの深化、推進と介護サービス基盤の整備の中にいろいろな分析が入っているんですけども、今回の資料の中で、11ページのところの高齢者等の現状は、今数字で表されているものの中に含まれていない部分としては、独り暮らし高齢者がどれぐらい増えているかという数字は、ここの中には主立って示されていないんですけど

も、江南市としては多分そこら辺は把握をされていると思うんですが、独り暮らしの高齢者の方がかなり増えているという実態があります。

それが何を意味するかというと、家族で支援する人がいない人たちが増えているということなんです。それで、家族の方に行っていただく役割って結構、入院するとか、施設に入るとかのときにあるんですけども、そういった方がいないときに、やっぱり支援機関の方がいる場合は支援機関の方、いない場合はいないなりに、病院なんかだと救急車で来て、そこから、家族がいないしどうしようこうしようという話になるという現状があります。

この資料の中の77ページのところに、介護サービス事業者情報の提供と相談体制の整備という項目がありまして、この中の最後の下から5行目のところに、今私がお話ししたようなことが少し触れられてはいるんですけども、もう少し現状として共有しておいたほうがいいかなと思っているところがこの部分で、独り暮らしや障害のある方等で相談や情報を得る機会が少ない方に対して、民生委員等と連携し、十分な対応が行えるように努めます。また、判断能力が十分でない方が介護保険制度に関する手続をする際、家族による代理や援助が期待できない場合は、地域包括支援センター、社協と連携しながら、いろんな制度を使いますよというふうに書いてあるんですけども、この制度を使うことができないまま亡くなってしまうとか、そういった制度の手続に時間がかかるので、それまでの間に利用できない人たちの課題というのが、多分、福祉施設の入所の段階、例えば家族の方が2人いないと入れませんよとか、あと、身元保証人のサインがないと入れないとか、病院でもそういうものを求めてしまうというところがあって、決して本人の利用者本位で、本人の意思とか、本人だけのサインでいろんなことが進んでいかない、これは社会の課題ではあるんですけども、実際に江南市内でもそういった課題が生じている中で、様々な機関とも話し合いながら、その課題をクリアするようにしているんですけども、今、江南市は権利擁護ガイドラインというのが、実はあんまり市民の方には知られていないと思いますが、そういうものがちゃんとあって、それを基盤に話し合う土俵があります。ただ、その土俵に向けてまだ具体的にいろんな課題を話し合う積み上げができていないところがあるので、第9期を進めていくに当たって、その中にそこを少しどう盛り込むかというのも一方であるんですが、江南市としても、そこに向けて行政も一緒に入っていただくテーブルの中で、施設に入所するとき、それから、病院に入院するとき、または退院するときというところで、支援者の方だけじゃなくて、システムとしてうまく、それぞれが困るところのフォローを一緒に考えていく必要があるようなことが今あるということを示し委員として、ここの審議会という、この会議の中で少し共有させていただきつつ、それらについてはあまりここには触れられていない形で計画が進んでいきますので、一方でそういう問題や課題があって、協議をしていかなければいけないものがあるということを示しお伝えしたいと思います。

(委員長)

御指摘はどこかに入らないんですかね。独り暮らし、あるいは老老介護の人が増えているというようなので、多分、もう9期はその辺がかなり厳しくなると思うんですけど、そのデータをどこかに組み込むということはできないかということ、そこを少し言及している77ページのところについては、それを少し使いながら説明をちょっと加えたらどうかということですけど。

(委員)

障害者福祉の関係もあるんですね。その辺のところはどうなんですか。人数的な、障害者。例えば、今考えられるのは介護の問題なんですけれども、実際の障害福祉も関係しているじゃないですか。その辺を含めて、介護保険の計画段階でどう入れ込むかが難しいんですけれども、そういう問題が実際にあるよね。

(委員長)

あと、包括センターはヤングケアラーの問題も入ってきたんですよ。その辺は、障害を持っている人ということも、高齢だけじゃなくてということも入ってくると思いますので、少しそこはデータがあるんですか。

(事務局)

ありがとうございました。

お独り暮らしの高齢者については、住民票では確認できるかもしれないんですが、世帯の中で分離されている方もみえるので、ちょっと正確な数値というのがつかめないのかなというふうな問題があるのではないかと考えております。

あと、計画書への追記、修正については検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、課題、問題についてもいただきましたので、これについてもしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

質問だけど、福祉課のほうは持っていないの、そういうデータ。例えば、今の緊急時の、災害時のやつところで、私が区長をやっているときに結構来ていたんですね。どこまで情報を出すかという問題、いつも問題になっておったんだね。部長、知っているでしょう。だから、そういうことである程度人数的に把握しているから、そこからある程度出るんじゃないかなと思うんだけど、福祉課のほうで。

(委員長)

難しいのは、独り暮らしだけでも、近くに介護者がいるかどうかという関係でい

うと、正確な数字は出し難いというふうなのは確かにあると思うんですけど、ただ、災害援助者の関係では当然もう出てくるだろうと、課題だろうと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

今、先ほど委員がおっしゃられた災害時の要支援者名簿というものを市のほうでは作っております。市から投げかけをいたしまして、災害時の避難について不安のある方については名前を登録しますと。それで、各民生委員さんであるとか、そういった方々にお名前をお知らせしていきますというような制度で、現在、そういった方、災害時の避難行動に支援が必要な方の名簿というものを作っております。

ただ、こちらも、先ほど事務局から申しましたけれども、あくまで手を挙げていただいた方について、私を登録してくださいと手を挙げていただいた方について登録をしたものでございますので、本当に正確な部分で、独り暮らしの高齢者であるとか、障害者であるとか、本当に支援が必要な方の正確な数値ではないというところがございますが、市のほうとして持つておる数値、1つの指標として、そういったものを今の、この77ページですが、こちらの表現の中に現況の数字として入れていくといったところについて、少し協議をさせていただきたい、考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(委員)

私は知っているんですけど、区長やったときに、見たときに、結構正確でしたよ。だから、まったくでたためのデータではいうわけじゃない。かなり参考になりましたので、民生委員の方と共有したりいろいろやっていましたよね。これはとてもいい数だと思いますよ。だから、ある程度概略として出すのも1つの方法かもしれないなど。

(委員長)

自ら要支援者として手を挙げた人の中で、こういうふうな人が増えているというのは、そういう表現をせざるを得ないと思うんですけど、そういう形で出していいんじゃないですかね。

(事務局)

直近のデータになるかとは思いますが、そういったところで数字も出しながら、少し今こういう状況が地域で進んでいると、そういったようなところを表現できればというふうに思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。

ほかありましたら、どうぞ。

(委員)

3つぐらいあるんですけど、まず、67ページの(2)の一般介護予防事業の中の下段のほうで、庁舎内の他の事業と連携をすることで、地域の現状把握や効果的な事業の実施ができるよう、関係機関、関係団体と調整するとありますよね。他の事業って具体的にどんなことですかね。ちょっと教えていただきたい。これ、新しく入れられたと思うんですね、ここの2行ね。これ、ちょっと説明してください。

(委員長)

67ページの(2)の一般介護予防事業のはじめにの部分の下から2行目ですね。庁舎内の他の事業との連携をすることでということで、これは他の事業が想定、具体的に書いたほうがいいですね。何々などということを含めて。

(事務局)

一般介護予防事業ということで、今の高齢者生きがい課の事業でいいますと、例えば高齢者教室ですとか、ちいきのきょうしつですとか、市主催の教室、いろいろやっております。それ以外にも、例えばほかの課でいうと生涯学習課で、生涯学習に関する教室というのを別にやっております、その中に高齢者の方でも参加できる教室がございます。

あとは、高齢者に限らずですけれども、環境課でいろんな環境の講座ですとか、それぞれの課がそれぞれの立場でいろんな教室をやっておりますので、その辺のところを複合的に組み合わせて、他の事業との連携という表現をさせていただいているところになりまして、今後も、いろんな課がいろんなことを施策としてやってくると思っていますので、高齢者生きがい課として御案内できるものがあればしていきます。

(委員)

じゃ、なるべく具体的なものをね。

それに関連して、今ちょっと思ったんだけど、95ページを見てほしいんですけども、高齢者の生きがいづくりの推進に関してなんだけれども、1番目が老人クラブ、2番目が高齢者のスポーツ活動なんだけど、先ほど言った高齢者教室が抜けているんだよね。なぜこれを削除したのか。8期、例えば現状とか、今後の方針とかですね。それから、学習内容とか、高齢者による自主的運営の推進とか、高齢者の社会活動の促進とかというものが具体的に書いてあるわけです。高齢者教室は令和5年度は5か所で実施しているわけだよね。どうしてこれが削除されているの。

老人クラブの次に、いきなり高齢者のスポーツ活動が書いてあるんだけど、その前に高齢者教室というのがあってしかるべきだと思うんです。これは全くやって

いないわけじゃないでしょう。

(事務局)

高齢者教室についてなんですが、8期計画のときは、おっしゃられたように、高齢者教室という項目だけであったということなんですけれども、9期の計画からは、高齢者教室を一般介護予防事業の中に位置づける予定になっていまして、ここでいうと67ページ、ここに移行する予定になっていきますので、一般介護予防事業の中の1つの教室という位置づけで高齢者教室は引き続き実施していくんですけれども、高齢者教室ということだけで今回は載せていないという形になります。

9期計画からは一般介護予防事業の中に各種教室が行われているんですけれども、その教室の1つとして高齢者教室を引き続き継続していくというような予定になっています。

(委員)

なるほどね。でも、高齢者教室というのは非常に大きな事業でしょう。どうしてここに含めたかという理由がちょっと分からないんだけど、その辺は国の指針か何かあったんですか。

(事務局)

もともとの高齢者教室につきましては、市の一般会計で事業を行っていたんですけれども、内容が高齢者の方の集まりの場ということで、一般介護予防事業でやっているほかの教室と類似している部分がありましたので、9期計画からは、一般会計から介護保険特別会計のほうの一般介護予防事業のほうに移すということとして9期計画から行っていくことになりました。

(委員)

だから、ここを削除されたということね。

(委員長)

削除じゃなくて、それはなくなったらおかしいから、ここにありますよというふうな、そういうふうな表現はできませんか。

(委員)

だって、やっているじゃないですかね、ちゃんと。

(事務局)

高齢者教室自体は今もやっていますし、来年度以降もなくなる予定というのはない

んですけれども、表面的には見えてこないです。

(委員)

あまりにもちょっと大胆にやっていたなという気がしたんですよ、ちょっと見ていてね。確かにおっしゃることは分かるけれども、やっぱり5か所でやるわけだからね。だから、どうかなと思って。あれっ、今回は載っていないぞとちょっと思ったので。

(委員長)

そういうことですね。移したんだったら、ここを参照してくださいというふうで柱を立てておいて、ここに持ってきていますというふうな表現はしたほうがいいですね。

(事務局)

あえて入れるとすると、67ページのところの①の介護予防普及啓発事業というところがあるかと思うんですが、そこにちいきのせんせいという言葉ですとか、eスポーツ体験を含めた介護予防教室などの高齢者向け教室を実施しますというふうに書いてあるので、ここに高齢者教室も含めるような形で記載することは可能ではないかと思います。

(委員長)

それをやって、ただ、先ほどの95ページのところは、やっぱりどう見ても、老人クラブの次、スポーツ活動というのはおかしいですから。

(委員)

変えることはいいんだけど、やっぱり整合性がないといけない。

(委員長)

老人クラブ(1)の次の次ぐらいに(2)を入れて、ここに掲載しますというふうな感じで書いたほうがいいんじゃないですかね。

(事務局)

第10章以降は、介護保険事業計画ではなくて高齢者福祉計画という構成になっていまして、今までですと一般会計で行っていた事業なので、11章のところに掲載してあったんですけれども、今回、介護保険のほうで実施するというので、あえて11章から抜かせていただきました。ただ、急になくなるのはという御意見もごもっともだと思いますので、今申し上げましたように、67ページでの記載についてはちょっと検討していきます。

(委員長)

急に福祉計画からなくなったということじゃなくて、こっちに移したということが分かればいいです。

(委員)

74 ページの一番上の③認知症対応型共同生活の介護事業所の家賃等助成事業、これは新規項目だと思うんですね。これはどのぐらいの助成の割合というか、はっきり今回は言えないかもしれないけど、どのぐらいの予定なんですか。

(事務局)

資料については、前回の資料に概要は掲載させていただいておまして、規模というか補助額、そして、今現時点で考えておりますのは、月に1万円ということで考えております。対象の方は非課税世帯の方ということで見込んでおまして、グループホームの方、ざっと半分弱ぐらいの方が対象になってくるのかなということで予算のほうも今要求している状況でございます。

(委員長)

前回の資料だと1万円を予定しているという案ですよ。決まっているわけではないですか。

(事務局)

今、予算要求中でして、絶対やりますという状況ではないんですが、やれるように今努力しております。

(委員)

あと、90 ページですけども、施設福祉サービスなんですけれども、養護老人ホームとケアハウスなんですけど、これは説明が書いてありますよね。8期までは、例えば養護老人ホームだと、いわゆる定員50名で1施設ですよ。それから、江南市ではケアハウスは2施設で2つあるわけですけど、そういったことがある程度載せてあったんですけど、それを削除した理由は何ですか。前のほうが分かりやすいかなと。

例えば、語句の説明だけで、江南市の現状をうたっておいたほうがいいのかというふうには、私の意見なんですけどね。養護老人ホームはこういうものだ、ケアハウスはこういうものだ。これをうたっておいたほうがよりはっきりする。削除する理由は何かなと思って。

(委員長)

そういうふうな実際の福祉計画のほうでも、この事業をやっていますということは、

ここにありますがというふうなやつはどこかにあるんですか、まとめて。

(事務局)

今の90ページの養護老人ホームとケアハウスにつきましては、8期計画のときの記載内容のほうが分かりやすいのではないかというような御意見だったと思うんですけども、見ていただく方が分かりやすいようになるように訂正のほうはさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

ありがとうございます。

最後になります、102ページです。(2)の高齢者の住みよいまちづくりの中で、1番、2番があって、まず1つお願いしたいのは、バリアフリー化の推進というのが抜けているんですね。例えば、江南市の障害者計画がたしか令和8年まで延長されているわけですので、それに基づいて、例えばバリアフリーといっても、いろんなバリア、聴視覚者とかいろいろあるんです。この項目の中で、1番の次にバリアフリー化の推進というのは、これはやっぱり入れておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

(委員長)

ここは、住みよいまちづくりで実際に展開されているのは、交通安全、交通手段だけになっているけど、もちろんそれもあるだろうけど、全体にバリアフリー化を推進するというのは。

(委員)

令和8年まで江南市障害者計画が延長されているんだよ。なのに、ここに載らないというのはやっぱりおかしいと思うんだけど。

(委員長)

その文章を位置づけて、それが基本的には推進するというふうになっているわけですよ。

(事務局)

バリアフリー化については都市整備課という部署が担当しておりまして、そちらのほうからいただいた内容で、一応、9期計画では対象施設がないため削除、バリアフリー化の予定はありませんということで回答が来ているんですけども、もう一度ちょっと確認のほうをしていきます。

(委員)

我々が日常生活をするときに、計画がないというのは、例えば江南市障害者計画の中にもバリアフリー化って載っているわけだから、現状にそれは停滞することになるよね。だから、ちょっとそれは解釈がおかしいと思うよ。それこそ本当に縦割りなんだって、都市整備課から出ていないからというのは。やっぱりこの事情として住みやすいというときに、いつもやっぱり段差の問題とか、いろんな聴視覚の問題もあるから、そういうものに目配りして作るのが、やっぱり我々の責務じゃないかな。

(事務局)

今現在、8期計画であったバリアフリーについての項目が9期のところでなくなっているという点についてはそういった理由なんですけれども、審議会でそういったお話が、意見が出たということで、もう一度改めて確認のほうはしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員)

もう一点ですけど、交通手段の確保なんですけれども、皆さん御存じのように、実態調査をやっているでしょう。そのときに一番の問題点が、やっぱり高齢者の外出に配慮した移動手段、公共交通機関の整備ですね。これは認定者を省いたものの日常圏域調査の中で1番。

それから、もう一つは、在宅介護実態調査の中で、要介護1から5の中の人の1,000人やった中でも、高齢者の外出に配慮した移動手段の公共交通機関の整備ということが、断トツで出ているわけですから。ですけど、私どもはこれを見ている限り、同じことが毎回いこまいCARですね。既存路線バスの市内交通機関をできるだけ維持して、高齢者の外出支援に努めますと書いてある。これ、いろんな理由で書けないことがあるかもしれないですけども、いま一度、こういったニーズがある以上、何かの形でやっぱりそろそろ変えなくちゃいけない。

今、私どもの診療所に来ている方でも、今度、免許を返しちゃったらどうしていこうとか、タクシーに電話してもなかなか来ない場合もあるし。だから、そういうことを考えたときに、アンケート調査でいつもトップに出ているところで、もう少し真摯に受け止めて、例えば、こういう案もあるかもしれないし、いろんなところから、これにはしっかりと財源が必要かもしれないね。やっぱり負担が必要、負担が。何でもただじゃ駄目だから、ある程度負担を取るからね。だから、その辺のところをいま一度、8月に交通の審議会があったと思うんだけど、本当にトップ事項として断トツに出ているわけだから、この項目の、例えば二、三行だけじゃなくて、本当に真剣に江南市民の足を考える時期に来ているんじゃないかな。だから、その辺のところも今後、ただこの2行で終わらせるだけじゃなくて、財政面も含めて、やっぱり負担が必要だと思うんだよ。何でもただじゃ駄目だ。だから、ワンコインか幾らがいい

のか私は分からないけれども、それなりの交通手段を審議会としてはちゃんと答申せないかん。

だから、市民の足を今一度考えるべきだな。やっぱり医者をやっているつくづく思う。何とか、もう少し足を確保すべきかなと思うね。本当に言いたい。やっぱり市民のことを考えた審議会であってほしいな。こんな思いです。

(委員長)

私も、実態調査の結果をここは使っているんじゃないですかね。少し移動手段のことは、どこでも断トツに出ていましたので、その数値を示しながら、非常に重要な課題だというふうなことを改めて示しながら、本格的に今後考えていく必要があるんじゃないかという、それぐらいの問題提起をしてもいいんじゃないですかね。

まだ、多分、高齢者生きがい課だけじゃ検討できない課題だけど、それに投げかけるというような方法だってあり得るでしょう。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

公共交通については、議会のほうからも常にいろいろな御提案をいただいている状況でして、問題意識として当局は持っております。福祉制度としては、御存じかと思えますけれども、85歳以上の方や、一定の障害をお持ちの方にタクシーチケットをお渡しして御利用いただいているんですけども、一方で、いこまいCARという制度を都市計画課のほうで運用しています。ただ、いこまいCARの自己負担が高いという御意見もありますし、タクシーチケットの利用率が低いとか、様々な課題もある中で、私たちもどうしたらいいかということは常に考えているところです。

実際に行いました調査の中でも、前回も今回も、この公共交通に対する御意見というのは、意識というのはとても高い状況ではありますので、公共交通を担当している都市計画課とも合わせまして、引き続きこれについては考えていく必要があるというふうに考えております。

計画に載せるかどうかということについては、都市計画課のほうとも、どのような表現がいいかということをもた相談して考えていきますので、よろしくお願いします。

(委員)

もう少し前向きな表現でお願いしたいと思います。

(委員長)

よろしいですか。

問題を投げかけるというだけでもいいと思いますよね。そこも検討してください。

(委員)

これだけの、委員長、いつも出ているよね、要望がね。やっぱり何かの形でそのニーズに応えるべきというのは。我々の責務だと思うよ。

(委員長)

ほか、よろしいでしょうか。

ここで議論を一旦切らせていただきますけど、ただ、実際に事務上、パブリックコメントの原案までに修正する可能性があるところもあるということがありますので、皆さん、もう一度読み返していただきながら、もし何かあれば、できるだけ早くに事務局のほうに連絡をお願いして、パブリックコメント前に直せるようだったら、あるいは検討できるようでしたら、事務局と委員長、副委員長も含めて検討させていただいて、直すということもできると思いますので、そういうふうに委任していただければ幸いかと思います。よろしいでしょうか。

一旦ここで切りますけど、読んでいただいて、また気づいたことがあれば、事務局のほうに連絡していただいて、修正が必要なものについては、委員長、副委員長と事務局でちょっと相談をさせていただいて、修正ができるものであればしたいというふうに思います。

それから、あと、パブリックコメント、それ以後についても、報酬単価の関係で、この前の議論の中でもありましたように、基金をどれだけ使うのかという、もうこれ以上上げるということは、保険料のところでもみんな一生懸命取り組んで頑張ってくれていますので、そういう意味では、保険料もできるだけ抑える方向で、場合によって単価が一律にぐっと上がったなら、それも検討の1つの課題であるということも押さえていただいて、原案は出させていただくということでよろしいでしょうか。

それじゃ、一応これで議論を終わりにさせていただきますして、あと、全体を通してまだありましたら、先ほど言いましたように、何か気づいたら、事務局にできるだけ早くに連絡をお願いしたいと思います。

3 その他

(委員長)

それじゃ、3のその他のほうの議題に移らせていただきます。事務局のほうから御提案をお願いします。

(事務局)

御審議ありがとうございました。

次回の審議会の御案内となります。2月6日火曜日、午後1時半から消防署3階の講堂で開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

(委員長)

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。